

### ＜対策のポイント＞

農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、**経営発展のための機械・施設の導入等を地方と連携して支援**とともに、**就農に向けた研修資金、経営開始資金の交付**、**地域における農地の受け手確保**に向けた**新規就農者の誘致環境の整備等**の取組を支援します。また、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化、**就農相談会の開催**等の取組を支援します。

### ＜政策目標＞

農業分野における生産年齢人口のうち49歳以下のシェアを全産業並みに引上げ

### ＜事業の全体像＞

#### 1. 経営発展への支援

就農後の経営発展のために、都道府県が**機械・施設の導入等を支援**する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援します。

#### 2. 資金面の支援

- ① **新たに経営を開始する者**に対して、資金を交付します。
- ② **研修期間中の研修生**に対して、資金を交付します。

#### 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

- ① 地域計画の策定により明らかになった**受け手のいない農地**に新規就農者を**誘致**するための**体制づくり、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動**及び**研修農場の整備**を支援します。
- ② 農業大学校・農業高校等における**農業教育の高度化**を支援します。
- ③ 就農相談会の開催等による**多様な人材の確保**を支援します。

#### 【令和7年度補正予算】新規就農者確保緊急円滑化対策

新規就農者の経営継承・発展に向けた取組を支援するとともに、就農前後の資金の交付、農業大学校・農業高校等の教育環境の整備及び農業の魅力発信の取組による人材の呼び込みを支援します。

#### （関連事業）地域農業構造転換支援対策

- ① 認定新規就農者(65歳未満)に対し、経営ステージに応じた農業用機械・施設の導入等を支援します。（新規就農者チャレンジ事業）
- ② 担い手の規模拡大に資するスマート農業技術の研修教育の強化に加え、就農直後から雇用により農業経営を発展させる意欲と能力のある経営体モデルの創出を支援します。（スマート農業研修教育環境整備事業）

#### 1. 経営発展への支援

##### 経営発展支援事業

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：国費上限500百万円（2①の交付対象者は上限250百万円）

補助率：都道府県支援分の2倍を国が支援（国の補助上限1/2（例）国1/2,都道府県1/4,本人1/4）

特別枠：将来像が明確化された地域計画等に位置付けられる者に対する「地域計画早期実現支援枠」を設定  
〔機械・施設等の導入、修繕・移設・撤去等を支援（国費上限600百万円）〕



#### 2. 資金面の支援

##### ① 経営開始資金

対象者：認定新規就農者（就農時49歳以下）

支援額：13.75百万円/月(165百万円/年)×最長3年間

補助率：国10/10

##### ② 就農準備資金

対象者：研修期間中の研修生（就農時49歳以下）

支援額：13.75百万円/月(165百万円/年)×最長2年間

補助率：国10/10

#### 3. 誘致環境の整備、農業教育の高度化、人材の呼び込みへの支援

##### ① 農地の受け手確保に向けた新規就農者 誘致環境整備事業

- ・新規就農者の誘致体制の整備  
効果的な誘致・支援体制の構築、誘致の実践、就農前後の方々に対するトータルサポート活動
- ・研修農場の整備  
実践的な研修を行う研修農場に必要な農業用機械・設備の導入、施設整備

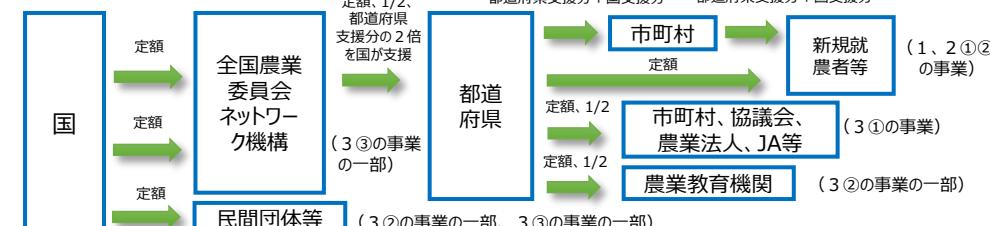
##### ② 農業教育高度化事業

- ・農業大学校・農業高校等における取組  
農業機械・設備等の導入、教育カリキュラム強化、就農コーディネーターの設置、現場実習や出前授業の実施
- ・国際的な人材育成に向けた海外研修 等

##### ③ 農業人材確保推進事業

- ・就農相談会の開催等

### ＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 経営局就農・女性課 (03-3502-6469)